



埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告	(中央創造)	一
○〃〃	(〃〃)	一
○〃〃	(東部創造)	二
○県有地の売却に関する入札公告	(管財課)	二
○彩の国だより新聞折り込み及び配布業務の入札に関する公示	(広聴広報課)	三
○大規模小売店舗の変更に關する公示	(商業支援課)	五
○〃〃	(〃〃)	五
○秦第二土地改良区の役員退任届	(大里農林)	六
○測量法に基づく公共測量の実施	(用地課)	六
○〃〃	(〃〃)	六
○測量法に基づく公共測量の終了	(〃〃)	六
○雨水流出抑制施設の告示	(河川砂防課)	七
○志木都市計画事業西原特定土地		七

区画整理事業の事業計画の変更認可	(市街地整備課)	七
○開発行為に関する工事の完了公告	(飯能県土)	七
○県道大谷材木町線の供用の開始	(東松山県土)	七
○開発行為に関する工事の完了公告	(〃〃)	八
○〃〃	(〃〃)	八
○一般国道百四十号の区域の変更	(秩父県土)	八
○開発行為に関する工事の完了公告	(行田県土)	八
○平成十九年八月二十六日執行の埼玉県知事選挙における選挙運動に関する収支報告書要旨の公表	(選管委)	九
正誤		
○埼玉県病院事業管理規程第十四号中訂正	(経営管理課)	一一

告示

埼玉県告示第七十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年二月八日
埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日
平成二十年一月三十日
申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本メダカライフ消費者協会

代表者の氏名
鈴木麻衣

主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市大宮区大門町二丁

目一〇九番地大越ビル六階

五 定款に記載された目的

この法人は、国民に対し、メダカの購入及び飼育に関する適切な助言を提供し、絶滅危惧種に指定されているメダカ及びメダカを購入する消費者の保護に寄与することを目的とする。また、メダカの保護を入り口とし、広く環境保全意識の普及向上を目指すことを目的とする。

埼玉県告示第七十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年二月八日
埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十年二月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人緑を創る会

- 三 代表者の氏名

川本 昇

- 四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市西川口三丁目一番六号

ウメヅクリニックビラ七〇C号

- 五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県南地区の全ての人々に対し、緑多き環境を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域の創生によって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び

埼玉県告示第七十三号

次のとおり一般競争入札に付する。

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十年一月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人試合運営会 Z ERO

代表者の氏名

木村 敦

- 四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市七左町二丁目四百番地

- 五 定款に記載された目的

この法人はテニスに関わる個人、団体に対してテニスを楽しむ環境を提供し、大会運営を行い、コミュニティの場をつくり、地域活動の活性化に寄与することを目的とする。

平成二十年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 入札内容
- イ 件名
土地建物の売却
- ロ 土地の表示

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
川越市岸町三丁目二番一三	宅地	一、四七六・五五
川越市岸町三丁目三番一四	宅地	四三四・七九
川越市岸町三丁目三番二七	宅地	六二三・六三
川越市喜多町八番一二	宅地	八六・二四

ハ 建物の表示

建物の所在	種類	延床面積
川越市岸町三丁目三番地二二外	共同住宅	八七五・五二
川越市岸町三丁目三番地二四外	共同住宅	一、〇四〇・二二

二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項に該当する者は、入札に参加できない。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県庁本庁舎三階南西 埼玉県総務部管財課公有財産担当 平井、若林、金森
電話〇四八―八三〇―二五八一(直通)

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十年二月二十五日(月)から同年二月二十九日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く)の午前十時から午後四時までの間(正午から午後一時までの間を除く)に申込みをしなければなら

い。
 なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時
 平成二十年三月十一日(火)午前十一時から

締切後開札

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号 職員会館三階三〇一
 会議室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額(銀行振出の小切手により納付すること。)

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ヘ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

埼玉県告示第百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年二月八日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 2,350千部(平均)×12回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

入札金額は、各1部当たり(12ページ物・16ページ物)の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「広報紙新聞折り込み及び配布」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 過去2年間において、県内全域での同日一斉新聞(3紙以上)折り込み配布部数について190万部以上の実績があること。

(4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(5) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(6) 連絡調整の担当者を常時2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、指示に速やかに対応できる体制をとれること。

(7) 納入された「彩の国だより」を一時保管する場所が確保できること。

(8) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、埼玉新聞又は東京新聞を購読する埼玉県内の全世帯(埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。)に、「彩の国だより」を同日一斉に新聞折り込みをするための配布手順を示せること。なお、この配布については、県の承認を得ないで、契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引

き受けさせることなく履行するものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部広聴広報課彩の国だより担当 島村 克己 電話048-830-2857 (直通)

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館202会議室 平成20年2月22日(金) 午後2時

(4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館203会議室 平成20年3月24日(月) 午後4時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県総務部広聴広報課彩の国だより担当 平成20年3月21日(金) 午後5時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。入札書に記載する金額(各1部当たり(12ページ物・16ページ物)の単価にそれぞれの発行回数を乗じて得た額の合計額)×2,350千部×1.05×0.05

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

契約単価(各1部当たり(12ページ物・16ページ物)の単価にそれぞれの

発行回数に乗じて得た額の合計額)×2,350千部×1.05×0.1

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年3月3日(月)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成20年2月20日(水)までに、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) 支払条件

ア 発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者の支払請求に基づき、代金を支払うものとする。

イ 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required : Distribution and newspaper insertion of "The Saino-Kuni Monthly (Saino-Kuni Dayori)" 2,350,000 copies twelve times per year
- (2) Time-limit for tender : 4:00 p.m.24, March, 2008. (tender submitted by mail 5:00 p.m.21, March, 2008)
- (3) Contact point for the notice : Public Relations Division, Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government, 3-15-1, Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-2857

埼玉県告示第七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイムクリップ幸手店

幸手市大字上高野千四百六番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午前〇時

(変更後) 午前九時から午前二時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午前〇時三十分

(変更後) 午前八時三〇分から午前二時三〇分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前一時三〇分から午前二時三〇分

(変更後) 午前二時三〇分から午前二時三〇分

ハ 変更年月日

平成二十年二月一日

ニ 届出年月日

平成二十年一月二十三日

二 縦覧期間

平成二十年二月八日から平成二十年六月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年二月八日から平成二十年六月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

小寺ビル

朝霞市西原一丁目一の二十

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場一・二・三 位置 図面省略 収容台数 一二〇台

(変更後) 駐車場一・三・四 位置 図面省略 収容台数 一二〇台

駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 位置 図面省略 出入口の数 五箇所

(変更後) 位置 図面省略 出入口の数 四箇所

ハ 変更年月日

平成二十年九月二十四日(駐車場の位置及び収容台数)

平成二十年二月一日(駐車場の出入口の数及び位置)

ニ 届出年月日

平成二十年一月二十三日

二 縦覧期間

平成二十年二月八日から平成二十年六月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年二月八日から平成二十年六月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秦第二土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年二月八日

職名 氏名 住 所
理 事 荻野太治 熊谷市俵瀬四七六番地
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第百七十八号

測量計画機関の長である上尾市上平第三特定土地区画整理組合理事長樽見隆司から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年二月八日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

上尾市上平第三特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量(土地区画整理事業に伴う基準点測量及び出来形確認測量)

三 作業地域

上尾市大字西門前、大字久保、大字南、大字上、大字上尾村及び大字緑丘四丁目の各一部地域

四 作業期間

平成二十年二月五日から平成二十年十二月三十一日まで

埼玉県告示第百七十九号

測量計画機関の長である和光市長野木

実から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年二月八日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

和光市

二 作業種類

公共測量(二級及び三級基準点測量)

三 作業地域

和光市下新倉三丁目、新倉一丁目、新倉三丁目、新倉五丁目、広沢及び丸山台三丁目の各一部地域

四 作業期間

平成二十年一月二十八日から平成二十年三月三十一日まで

埼玉県告示第百八十号

平成十六年埼玉県告示第二千二十七号で公示した公共測量(三級基準点測量)は、平成二十年一月二十五日終了した旨測量計画機関の長である本庄市長吉田信解から通知を受けたので、測量法(昭和二十

四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年二月八日

埼玉県知事 上田清司

の区域

北埼玉郡大利根町大字間口字本田一〇七六番四外三四筆、字広畑七二三外八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一六三二・一立方メートル

埼玉県告示第百八十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規定で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十年二月八日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇六一―二三―二二二

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地

埼玉県告示第百八十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したため、次のとおり公告する。

平成二十年二月八日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

志木市西原特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十九年三月六日から

平成二十二年三月三十一日まで

三 施行地区

志木市幸町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、館一丁目の各一部

四 事務所の所在地

志木市幸町三丁目五番二八号

五 設立認可の年月日

昭和五十九年三月六日

六 変更認可の年月日

平成二十年二月八日

平成二十年二月八日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年十月十九日

指令飯整第一九〇〇三五〇号

二 検査済証番号

平成二十年二月一日

飯整第一九〇〇五六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字岩井字中野一八〇八番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字岩井一五九一番地

齊藤 隆

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年二月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道大谷材木町線	東松山市大字市ノ川字東耕地八四七番一地从り同市大字市ノ川字東八五二番一四地先まで	平成二十年二月八日	延長一一・三〇メートル

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十
二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十年二月八日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成二十年一月三十日

第一九〇一五五〇号

二 検査済証番号
平成二十年二月四日
第一九〇一五六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字中爪字北原七三三
—四、七四〇—四の一部、七四〇—五
の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町月の輪五丁目八番地四
クレストール月輪一〇一号
篠澤 光男

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十
三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十年二月八日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成二十年二月八日

第一九〇一五五〇号

平成十九年十月二十四日
第一八〇一八四一号

二 検査済証番号
平成二十年二月四日
第一九〇一五五号

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡滑川町大字羽尾字又五良五三
七—二、五三七—三の各一部、道路

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市仲町三—三六
株式会社 大成住宅
代表取締役 鈴木 孝

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の
区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年二月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課
及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備	考
新	秩父市荒川上田野字半縄一四五五番六地先から同市荒川上田 野字錦一七五四番一地先まで		七・八〇 一三・五〇	三四九・四〇	自転車歩行者道整備工事	
旧			八・三〇 一六・一〇			

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十年二月八日

埼玉県行田県土整備事務所長

並木孝之

一 許可番号

平成十九年十一月二十一日

指令行整第一九〇〇五八〇号

二 検査済証番号

平成二十年二月一日第四十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字道目字中新田
三六六—三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目

二六五—二

株式会社 アイシン企画

代表取締役 岸 正作

埼玉県選挙告示第九号

平成十九年八月二十六日執行の埼玉県知事選挙につき、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次

のとおり公表する。

平成二十年二月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年8月26日執行 埼玉県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 60,500,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	上田 清司	所属党派	無 所 属	期間	8月9日から 9月10日まで	第1回分
出納責任者氏名	淺野 克彦					

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	支 出
清 友 会	会社役員	16,000,000円	人 件 費 2,148,900円
埼玉を日本一にする県民の会	〃	15,000,000円	家 屋 費 350,000円
高 橋 優 雄	〃	170,000円	選挙事務所費 350,000円
永 峯 義 雄	〃	170,000円	集合会場費 0円
中 村 善次郎	〃	140,000円	通 信 費 148,870円
柴 崎 豊 明	〃	150,000円	交 通 費 126,498円
柴 田 勇 男	〃	50,000円	印 刷 費 3,987,900円
堀 内 政 雄	〃	170,000円	広 告 費 283,500円
並 木 重 和	〃	90,000円	文 具 費 2,925円
			食 糧 費 378,939円
			休 泊 費 0円
			雑 費 156,129円

その他の寄附

今 回 計	1件	20,000円	今 回 計	7,583,661円
今 回 計		31,960,000円	今 回 計	7,583,661円
総 計		31,960,000円	総 計	7,583,661円

報告書受理年月日	平成19年9月10日	第1回分
----------	------------	------

候補者氏名	吉川 春子	所属党派	無 所 属	期間	7月1日から 9月4日まで
出納責任者氏名	菅原 四郎			第1回分	

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	支 出
民主政をめぐす会		1,000,000円	人 件 費
日本共産党埼玉県委員会		500,000円	家 屋 費
森 研 一	団体役員	250,000円	選挙事務所費
原 富 悟	”	250,000円	集合会場費
菅原 四郎	”	200,000円	通 信 費
舟 橋 初 恵	”	200,000円	交 通 費
斎 藤 寛 生 人	”	200,000円	印 刷 費
伊 藤 皆 人	”	170,000円	広 告 費
江 口 光 政	”	170,000円	文 具 費
尾 形 佳 宏	”	170,000円	食 糧 費
尖 戸 出	”	170,000円	休 泊 費
島 中 ちづる	団体職員	170,000円	雑 費
浜 中 照 明	”	170,000円	
その他の収入		134,132円	
今 回 計		3,754,132円	今 回 計
総 計		3,754,132円	総 計

報告書受理年月日	平成19年9月5日	第1回分
----------	-----------	------

正誤

埼玉県病院事業管理規程第十四号（平成十九年十二月二十五日第九百三十九号）中訂正

ページ 段 行

五十四 下 後ろから五

誤

「61,000」を「62,000」

正

「6,100」を「6,200」

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 （郵便料金を含む）
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一（代表） 埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一（代表） http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇二（代表）